

養護教諭の歴史的変遷にみる専門職としての萌芽

－職務からみえてくる独自性の誕生－

原田えりか*・山梨八重子

Growing as professionals from the historical transition of *yogo* teachers:

The birth of an identity coming from duties

Erika Harada, Yaeko Yamanashi

(Received September 29, 2017)

The modern profession of a Yogo Teacher was derived from school nurses. They initially carried out nursing duties in the school, and their job was limited to medical and nursing content. However, their role has gradually come to include more comprehensive duties such as prevention, education, public health and teaching. This research aims to clarify the historical background of the birth of unique Yogo Teacher profession, based on an analysis of the duties indicated in laws and drafts pertaining to Yogo Teachers.

Key words : 養護教諭養成・職務規定・専門職・独自性

1. はじめに

これまで養護教諭養成史の主な先行研究は杉浦守邦¹と近藤真庸²によるものがある。それらは身分の確立に焦点を当て、養護教諭の職務内容からその独自性を明確するという点からみると十分とはいえない。

そこで、本研究においては、職務に関する法令や草案に示されたものを手がかりに、専門職としての養護教諭の萌芽が内包されているのではないかという仮説をおき、検討する。

職務内容の分類に関して、『学校保健百年史』³では、後述する「学校看護婦に関する件」の職務内容を「医学的職務」、「教育的職務」、「社会的職務」の3つの観点から分類しており、本研究はそれにしたがって分類している。加えて筆者らは、職務の特性から、医学的職務は「看護師」、教育的職務は「教師」、社会的職務は「保健師」の職務に置き換えられると考える。

なお、資料の引用にあたっては、カタカナ表記はひらがな表記に置き換えた。また平成13年(2001年)に保健婦助産婦看護婦法が改正され、保健師助産師看護師法⁴となった、それを踏まえて、表記は平成13年(2001年)以前は「看護婦」および「保健婦」と表記した。

2. 学校看護婦の職務内容拡大化の分岐点

学校看護婦の職務はトラホームの洗眼・点眼から始まっており、当時は医学的職務のみであった。しかしながら、その後の職務には、教育的職務、社会的職務といった新たな役割が付加されていく。その契機となったのは、近藤が明らかにしているように、山口正⁵という人物の存在があると筆者らもとらえる。以下、山口がどのように教育的職務、社会的職務という新たな役割の提案に至ったかをみる。

山口は大正5年(1916年)に行われた第一回大都市連合教育会で、「一校一名制」の学校看護婦の提案(以下、「大阪提案」とする)を行っている。教育的職務と社会的職務の源泉は、この「大阪提案」にあると筆者らは考える。したがって「大阪提案」が行われた同年に発行された山口論文⁶から、山口が当時抱いていた新たな学校看護婦の構想について、近藤の見解を踏まえつつみていく。

山口論文には、欧米の学校看護婦に関する記述がある。そこには、看護婦が伝染病の流行によって、学校に進出した欧米の学校看護婦の誕生が示されている。これは後に日本で誕生した学校看護婦の誕生と重なる。

*熊本大学教育学研究科

さらに山口が示した欧米の学校看護婦の職務内容には「家庭訪問」が挙げられており、これは後に日本の学校看護婦の職務として示されるもので、欧米の学校看護婦がすでに行っていたものであることがわかる。特に山口は「家庭を訪問して父兄に細心の注意を与ふるに至って、単に学校における学校衛生が更に進歩して学校児童の教育的養護となったのである」⁷と述べており、学校看護婦の「家庭訪問」における教育的役割を見いだしている。この教育的役割については、近藤も同様の見解である⁸。そして山口がなぜその学校看護婦の役割に注目したかについて、「蓋し学校児童の養護は勿論一般に都会人に比して遙に衛生思想に乏しく地方人心を開発指導すると共に、医師の極めて少なき僻遠の地に在りては容易に疾病上の質疑を明にすることが出来るからである」⁹とあり、当時の日本の劣悪な衛生状態や、それに対する乏しい衛生思想に対して、何らかの教育的働きかけが必要と考えていたことがわかる。

以上から、欧米の学校看護婦は医学的職務に留まることなく、教育的職務を取り入れていたことがわかる。山口は欧米の学校看護婦を高く評価し、教育的職務を取り入れようとした。それはまさに彼が養護教諭に期待した教育的機能といえる。それが職務の「場所」や「対象」の拡大につながり、その後の教育的職務や社会的職務まで包含する職務内容と独自のその役割の成立の源泉になったととらえられる。

ここで、教育的職務と社会的職務について詳しくみるために、山口が一校一名制になった際の利点として挙げている学校看護婦の四つの点¹⁰をみていく。それは、以下の通りである。

- a. 「養護の方面」（児童の健康状態の観察・救急手当）
- b. 「学校の清潔等衛生方面の校務」の処理
- c. 「家庭を訪問し社会の衛生思想」を「誘導」
- d. 「補助教員」の代用

この四つの項目のうち、a, bは医学的職務、cは社会的職務、dは教育的職務と分類でき、c, dは「教育」という点で共通しているものの、その「場所」や「対象」の観点で両者を区別することができる。

このcとdについて、近藤は以下のように述べている¹¹。cは「学校に看護婦を常置し、児童全体を対象とした健康養護にあたらせることの意義を強調しようとしたもの」¹²とし、それに対しdは「学校看護婦制度導入を躊躇する議論がでるのを予測し、『学校経済の見地』¹³からの便宜を強調した」¹⁴と解釈している。

一方で筆者らは、cとdに共通するこの「教育」を、養護教諭の教育的機能ととらえることができると考え

る。この教育的機能は学校に限定されず、地域へという「場所」の拡大と、保護者へという「対象」の拡大を伴っている。さらに、cは教育的職務と社会的職務の両者を併せ持っている。前述した四つの項目の職務は、医学的職務と教育的職務、社会的職務がそれぞれ重なり合うと考える。このことが学校看護婦の職務の特徴であり、複数の職を包括していることを裏付けるものである。これは、養護教諭が複数の職を包括した独自の職であるという本論の仮説と合致している。当時、医学的職務のみであった学校看護婦に対して、教育的職務と社会的職務を加えた山口の提案は、学校看護婦が包括的な職へと向かう分岐点を創り出したと筆者らは考える。

3. 「学校看護婦職務要項」の職務内容の分析

ここまで山口論文から、学校看護婦の職務内容における医学的職務に、教育的職務と社会的職務が加えられていく変遷をみてきた。以下からは、法令や草案に示された指揮系統と職務内容そしてその記載順序について検討する。

はじめに、公的に示された大正11年（1922年）大阪市が定めた「学校看護婦職務要項」¹⁵（以下、「職務要項」とする）を手がかりに、学校看護婦の当時の職務内容を検討する（表1）。というのは、第一回大都市連合教育会で山口が提案した「一校一名制」の学校看護婦の配置が開始された場所が、大阪市だからである。この動きに対して、杉浦も当時の大阪市の制度に着目しており、以下のように述べている。

欧米の学校看護婦の最も進歩した形態をわが国で最初に使用し、しかもこれを日本の土壤に適合させ発達せしめることによって、その後のわが国学校看護婦・養護教員系列の始祖となったのは、大阪市の学校看護婦の制度である¹⁶。

以上のことから、大阪市の「職務要項」を取り上げる。以下からは職務内容と指揮系統そして記載順序に注目し、見ていくことにする。

はじめに、職務を遂行する上での指揮系統に注目し、学校看護婦の自律性と裁量性の変遷をみていく。この「職務要項」の内容からは、指揮系統が明確にされていないととらえた。このことから筆者らは、まだ大正11年の時点では学校看護婦が学校内の教員組織の中に位置づけられていないと解釈する。

つぎに「職務要項」の職務内容をみると、「乙」は医学的職務、「丁」は教育的職務、「甲」「丙」は社会

的職務に分類できる。その職務内容から学校看護婦は、医学的職務や社会的職務を、学校内外で担うことが期待されていたといえる。同時に、教育的職務が含まれていたことから、医学的職務や社会的職務だけでなく学校内での教育者としての役割が期待されていたといえる。これらの事実、学校看護婦が、昭和16年(1941年)の国民学校令により「養護訓導」として法令で定められるより以前から、教育現場で医学的・社会的役割だけでなく、教育的役割を担うことが明確に打ち出されていたという根拠になる。しかもその教育的職務は、教師の補助者にとどまらず、衛生や保健に関する専門的内容を指導する教師としての職務までを含んでいる点は注目すべきである。

ここまでの検討から明らかになるのは、養護教諭が看護婦、保健婦など複数の職を内包した独自の職としての萌芽が、既にこの大阪市の「職務要項」にあらわれているということ、さらにその教育的職務は、教師の補助者を越えたものとして位置づけられていることである。

つぎに職務内容の記載順序に注目してみる。トラホームの洗眼・点眼をおこなうために学校に進出した学校看護婦の導入背景を踏まえると、医学的職務が上位に置かれるのは当然のことといえる。また前述した山口論文の四つの利点が、山口の学校看護婦に対する期待の強さを含んだ順序と考えるならば、山口の最も学校看護婦に望んでいたことは医学的職務である「養護の方面」である。そこから考えると、医学的職務が上位に記載されるはずである。それにもかかわらず、実際には社会的職務である「家庭訪問」が上位に示されているのである。この記載順序から学校内での医学的職務よりも、学校外の子どもたちの生活全体に関わり、より広い視点から子どもたちの健康をみていく社会的職務が強く期待されていたことが読み取れる。

このことと関連して看護婦や保健婦の制度史を見ると、「職務要項」が出された時点では、看護婦は制度として確立されていたものの、保健婦制度は未確立であったのである。ただし看護婦はすでに医療以外の場に導入されていた事実がある。名原壽子によれば、「保健婦制度のない時代、看護婦や産婆の有資格者が工場や、学校、警察、健康相談所に雇われて保健指導に従事することになり、保健婦の前身が誕生した」¹⁷と述べていることから、保健婦制度の確立以前に看護婦が、学校だけでなく地域や労働現場で、保健婦的職務に取り組んでいたといえる。同時に、学校看護婦は学校という場で保健婦的職務を実践していたといえよう。その意味では、この「職務要項」は、学校看護婦が保健婦的職務を先取りしていた事実を示すものである。

表1. 学校看護婦職務要項
(大阪市 大正11年)

- | |
|---|
| <p>甲. 家庭訪問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体検査の結果其の善後策を講ぜしむ 2. 病弱児及健児の健康調査及忠言を行はしむ 3. 学校入学前及就学猶予児童等の健康調査及治療勧告をなさしむ 4. 其他父兄の希望に応じ疾病健康等の衛生相談を為さしむ <p>乙. 学校医の介補</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外傷急患等の救急処置 2. 白癬, 疥癬, 毛虱, トラホーム等の伝染性疾患並に凍傷, 耳漏及耳垢等の処置 3. 校舎内外の清潔状況の視察 4. 設備の衛生的視察 5. 病弱児の早期発見 6. 運動及授業児に於ける児童の衛生的監視 7. 身体検査及調査事務の補助 8. 遠足, 旅行, 林間学校等の医務補助等 <p>丙. 保護者の代理事務担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保護者の貧困又は職業の関係等により歯科治療所, 駆虫所及施療病院等へ連行 2. 職業相談所, 児童相談所等へ連行 <p>丁. 児童の衛生教育実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身体の清潔に関する指導 2. 歯刷牙の使用法 3. 皮膚増強法, 深呼吸法の指導及日光浴等の指導 4. 月経の処置等 |
|---|

以上大阪市の「職務要項」の検討から明らかになったことは、一つ目は、医学的職務にとどまらず社会的職務と教育的職務が期待され、かつそれを内包させることで、「場所」と「対象」の拡大がなされたこと、二つ目には、教師の補助としての役割を超えた「衛生・保健指導」を担う教師としての役割が強化されたことである。この二つのことが養護教諭の教育的職務の内実を特徴づけ、それが養護教諭の独自性の源泉に至ったと捉える。

4. 「学校看護婦職務規程」の職務内容の分析

次に職務内容に関わり公になっている資料としては、大正12年(1923年)11月に文部省が出した「学校看護婦職務規程」¹⁸(以下、「職務規程」とする)がある(表2)。なお職務規程案が主事会議で決定されたことから、筆者らはこの職務規程案を「職務規程」とした。

表 2. 学校看護婦の職務規程
(文部省 大正 12 年)

| | |
|-----|--|
| 第一条 | 学校看護婦は学校長の監督を受け学校医の指揮に従ひ其職務に服すべし |
| 第二条 | 学校看護婦の勤務は校規の定むる所に従ひ教員に準ず |
| 第三条 | 学校看護婦は左の事項に付学校医の職務を補助すべし (一) 简单なる疾病の手当 (二) 学校伝染病予防処置 (三) 定期及臨時身体検査補助 (四) 校外教授, 遠足, 修学旅行, 休暇聚落, 水泳, 海水浴等の衛生事項 (五) 児童の衛生的観察 (六) 体操其他の学科の軽減及欠課を要する者の注意 (七) 月経時の注意及処置の指導 (八) 身体, 被服, 携帶品等の清潔検査及指導 (九) 学校給食及中食に対する注意 (一〇) 校内視察 (一一) 其他必要なる事項 |
| 第四条 | 学校看護婦は必要により家庭看護法の実習指導をなすべし |
| 第五条 | 学校看護婦は学校長又は学校医の旨を受け家庭訪問をなし児童の発育, 健康増進及疾病手当等に就きて其の家庭と密接なる連絡を図るべし |
| 第六条 | 学校看護婦の執務に関し必要なる表簿凡そ左の如し |
| 第七条 | 学校看護婦は学校長に日々執務状況の報告をなすべし. 尚毎月業務報告書を調製し学校医の検閲を受け学校長に提出すべし |

杉浦はこれについて、学校看護婦の発展に大きな影響を与えるものであったと捉えている。その理由としては、第一条、第二条から、学校看護婦を教員に準ずる職員として明確に位置づけており、後に教師としての養護教諭への発展の出発点となった¹⁹としている。

そこで「職務規程」の指揮系統をみると、第一条と第五条から、学校看護婦の職務における指揮系統が明確になっていることが読み取れ、この「職務規程」から学校看護婦が学校内の教員組織の中に位置づけられたと筆者らは捉える。ただし、学校長の「監督」や学校医の「指揮」という言葉から、主従関係があることを読み取ることができる。

つぎにその職務内容をみると、具体的な仕事での裁量範囲における変化をみることができる。前述したように、学校長および学校医の指示のもと遂行する職務もあるものの、第四条では学校看護婦の独自の判断によって職務を遂行することが認められている。従来、

学校「看護婦」であり、医師の指示の元で働くという職務の特性を持っていたのに対し、この条項では、校医だけでなく校長の指揮範囲からも脱し、学校看護婦は独自の判断に基づくという「裁量性」を読み取ることができる。この「職務規程」によって二つのことがいえる。一つは教員組織の中に位置づいたこと。もう一つは独自の判断によって職務を遂行することである。この二つのことから、学校看護婦は看護婦から分化したと筆者らは考える。

そして職務の記載順序に注目すると、学校医の補助などの医学的職務が上位に示されている。この記載順序について、前述したように、医学的職務を学校内で行うことが導入契機であったこと、さらに山口提案において「養護の方面」が重視されていたことから当然のことと捉える。一方、先の「職務要項」で最も上位に示されていた「家庭訪問」は下位に示されている。このことから、社会的職務への期待が弱まったとみることができる。

以上、「職務規程」の検討から明らかになったことは教員組織の中に位置づき、職務上の「裁量性」を得ることにより看護婦から分化し、独自の専門職への一歩を踏み出したのである。ただし、学校長や学校医との主従関係がある点で、この時点では自律した職とみなすことはできないだろう。

5. 学校看護婦の独自の職務内容の成立

ここまで職務内容の変遷から、学校看護婦が看護婦から徐々に分化し、独自の職としてのあゆみをみることができた。以下からは、学校看護婦が複数の職を包括しながら独自の職となる過程をみていく。

5.1. 「学校看護婦に関する件」の職務内容の分析

昭和 4 年 (1929 年) 10 月、文部省訓令「学校看護婦に関する件」²⁰ (以下、「訓令」とする) によって、職務内容は全国的に統一が図られるようになった (表 3)。

「訓令」における指揮系統をみると、第二条には学校長と学校医の指揮を受けるとあり、その下に具体的な職務内容が示されている。このことから筆者らは、先の「職務規程」と比較すると、学校看護婦の裁量性が弱まったと解釈する。

つぎに職務内容をみると「訓令」は、先の「職務規程」と根本的に同じである。加えて筆者らは第一条に注目したいと思う。ここでは学校看護婦の採用について書かれており、看護婦資格の有資格者からの従来の採用に加えて、教育職員からの採用が示されている。これは今日の複数の養護教諭養成が併走している発端

表3. 学校看護婦に関する件
(文部省訓令 昭和4年)

| | |
|---|---|
| 一 | 学校看護婦は看護婦の資格を有するものにして学校衛生の知識を習得セル者の中より適任者を採用すること 但し教育の実務に経験あるものにして学校衛生の知識を習得せる者を採用するも妨げなきこと |
| 二 | 学校看護婦は学校長、学校医其の他の関係職員の指揮を受け概ね左の職務に従事すること |
| イ | 疾病の予防、診療の介補、消毒、救急処置及診療設備の整備並に監察を要する児童の保護に関すること |
| ロ | 身体検査、学校食事の補助に関すること |
| ハ | 身体、衣服の清潔其の他の衛生訓練に関すること |
| ニ | 家庭訪問を行ひて疾病異常の治療矯正を勧告し又は必要に応じて適当なる診療機関に同伴し或いは眼鏡の調達等の世話を為し尚病欠席の児童の調査、慰問等を為すこと |
| ホ | 運動会、遠足、校外教授、休暇聚落等の衛生事務に関すること |
| ヘ | 学校衛生に関する調査並に衛生講話の補助に関すること |
| ト | 校地、校舎其の他の設備の清潔、採光、換気、暖房の良否等設備の衛生に関すること |
| チ | 其の他の学校衛生に関すること |
| 三 | 学校看護婦執務日誌其の他必要なる諸簿冊を学校に備ふること |
| 四 | 幼稚園其の他の教育機関に於ても本訓令に準拠すること |
| 五 | 本訓令の実施に関して必要なる事項は地方長官に於て適当に之を定めること |

になったと筆者らは考える。養護教諭養成については別の機会で述べていきたい。

そして記載順序をみると、先の「職務規程」では「家庭訪問」が下位に示されていたものの、この「訓令」では医学的職務に組み込まれた形で示されている。このことから筆者らは、社会的職務への期待が弱まったとも捉える。しかし見方を変えれば、複数の職を包括する新たな独自職として、学校看護婦がここに示されていると考える。そのように考えると「訓令」は、新たな職務を担う者として、学校看護婦が法的に位置づけられた最初の法であるといえるだろう。

ここまでの検討から明らかになったことは、一つめは、学校看護婦になるための養成の選択肢が拡大されたこと、二つめは、職務の多くが学校長と学校医の指揮のもとに遂行することになっていることから、その「裁量性」が弱まったこと、そして三つめには、「家庭

訪問」が今回の「訓令」から他の職務と混合して示されていることから、複数の職を包括した新たな独自職としての兆しをとらえる。

以上三つのことから、「訓令」では学校看護婦の資格の拡大と裁量性の低下、そして複数の職を包括した独自職の新たな一歩を踏み出したことが明らかになった。

5.2. 「養護訓導執務要項」の職務内容の分析

正式な法制化が進まない状況に、学校看護婦団体から、国会への建議や陳情の職制運動が展開され、「養護訓導」の職制が成立したのは、昭和16年(1941年)のことである。そして国民学校令によって、「学校看護婦」から「養護訓導」へと呼称が変更された。

その翌年、昭和17年(1942年)7月に「養護訓導執務要項」²¹(以下、「執務要項」とする)が公布され、「養護訓導」としての国レベルでの職務が示された(表4)。

「執務要項」の職務内容をみると、第一条では、「児童の養護に従事すること」と謳われており、教師としての職務が示され、これは現在にもつながっているものである。加えて「躰」や「訓練」などの言葉も使われており、教育的視点が強調されているといえる。この点については杉浦も同様の見解である。

指揮系統をみると、先の「訓令」では、「学校看護婦は学校長、学校医其の他の関係職員の指揮を受け概ね左の職務に従事すること」と記述されていた。しかし今回の第四条は、医務に限定してのみ学校医、学校歯科医の指導を受けるものの、それ以外の職務全般については養護訓導の裁量に委ねられ、学校医との主従関係は弱まっている。加えて、前述した「職務規程」と「訓令」では、「指揮を受ける」と表現されていたものが、「執務要項」では「指導を承くる」と変化している。このことから主従関係が弱まったといえる。杉浦もこの点を捉えており、「同格で職務を執行する位置が与えられている」と述べている。このことから養護訓導の自律性は以前と比べると教師と同様のレベルになり、医学的なものに関してのみ医師の指導を受ける点で、一定の自律性を有した職であると筆者らは評価する。

そして職務の記載順序をみると、「家庭訪問」は先の「訓令」とは異なり、今回の「執務要項」では第四条に独立する形で示されている。さらに指揮系統の観点からみても、「必要ある場合においては」とあることから、養護教諭の独自の判断のもとに遂行できることが読み取れ、裁量性の復活と捉えることができるだろう。一方で杉浦は、「家庭訪問」の位置づけが低下していることに対して、保健婦制度の法制化が迫っていたことから、それとの差異を明確にしようとした意

図を読み取っている。

表 4. 養護訓導執務要項
(文部省訓令 昭和 17 年)

| | |
|---|---|
| 一 | 養護訓導は常に児童心身の状況を査察し特に衛生の躰、訓練に留意し児童の養護に従事すること |
| 二 | 養護訓導は児童の養護の為概ね左に掲ぐる事項に関し執務すること |
| イ | 身体検査に関する事項 |
| ロ | 学校設備の衛生に関する事項 |
| ハ | 学校給食その他児童の栄養に関する事項 |
| ニ | 健康相談に関する事項 |
| ホ | 疾病の予防に関する事項 |
| ヘ | 救急看護に関する事項 |
| ト | 学校歯科に関する事項 |
| チ | 要養護児童の特別養護に関する事項 |
| リ | その他児童の衛生養護に関する事項 |
| 三 | 養護訓導は其の執務に当り他の職員と十分なる連絡を図ること |
| 四 | 養護訓導は医務に関し学校医、学校歯科医の指導を承くること |
| 五 | 養護訓導は必要ある場合に於ては児童の家庭を訪問し児童の養護に関し学校と家庭との連絡に力むること |

そしてこれに関連し、杉浦も「従来の看護的職務を大幅に削り看護婦の延長であるとのイメージを払拭しようとしたこと」を指摘しており、筆者らも同様の見解である。加えて「養護」という言葉に注目したい。それまで職務規程や法令に示されてこなかった「養護」という言葉が、「執務要項」では多々用いられているのである。以上から二つのことがいえる。一つは「養護」という言葉を使用することで、保健婦との差異を明確にする意図があること、もう一つは「養護」を冠する独自の職が明記されたことである。

以上「執務要項」の検討から明らかになったことは、一つは、職務の裁量性の範囲が先の「訓令」よりも、大幅に拡大されていること。いま一つは、裁量性の拡大に伴い、校医との主従関係が弱まったことである。以上二つのことが、養護訓導と看護婦を区別する大きなポイントであり、裁量権を有する専門職の要素をもつ養護教諭の兆しを見ることができらるだろう。

6. 戦後の職務内容の分析

ここまで一定程度の自律性と裁量性を有した専門職としての萌芽をみる事ができた。以下からは戦後の職務内容の変化とそれに伴う専門職としての変遷をみていく。

6.1. 「新学校保健法の解説」の職務内容の分析

戦後の養護教諭の職務は、学校教育法で養護教諭について「児童の養護をつかさどる」と定められている法規のみである。しかし、文部省関係者が学校保健解説書などに示した「中等学校保健計画実施要領」（文部省・1949年）、「小学校保健計画実施要領」（文部省・1951年）そしてこれらを参考にしてつくられた「新学校保健法の解説」（渋谷敬三・1974年）がある²²（以下、「16項目」とする）。この16項目に小倉は注目している²³（表5）。

小倉はこの16項目の職務内容を四つに大別している。それは、「自らの判断に基づいて実施する事項」、「関係職員に助言する事項」、「関係教師に協力する事項」、そして「学校医・学校歯科医を補助する事項、その監督指導下に従事する事項」である。

これらから小倉は、養護教諭の自律性が乏しいものであり、専門性のレベルからみて低下した内容であると捉えている。その例として、学校保健計画の立案に協力するという項目で、保健主事「に」協力することが示されており、保健主事「と」協力するとなっていないことを指摘している。

筆者らも小倉が指摘しているように、助詞の使い方から保健主事との主従関係を含むものと解釈し、先の「執務要項」から後退したものととらえている。さらに戦前の自律した職務内容と比較すると、職務内容のほとんどが補助的なものであることがわかる。保健教育に至っては、「職員の行う保健教育に対し、協力する」と示され、実施主体が養護教諭ではない。これは「執務要項」と比較すると教育的役割が弱まったといえる。戦後に出されたこの16項目の職務内容は、戦前の養護教諭の自律性や裁量性の後退がみてとれる。

以上「16項目」の検討から明らかになったことは、戦前の自律した裁量性のある職務内容から一変し、補助的なものへと後退したことである。

6.2. 「養護教諭の執務」の職務内容の分析

実は戦後に示された職務内容としては、先の16項目以前に二つの職務規程が公に出されている。その一つが昭和37年（1962年）学校保健会養護教員部会編「養護教諭の執務」²⁴（以下、「11項目」とする）であり、もう一つが後述する昭和48年（1973年）国立養護教諭養成所協会「養護教諭の基本的職務」（以下、「8項目」とする）である。小倉はこの「11項目」にも注目している²⁵。なお第10項にある（組織）は小倉が補足したものである。

小倉は、職務の第1, 4, 10項の「参画」という言

表 5. 新学校保健法の解説
(渋谷敬三 昭和 49 年)

1. 学校保健計画の立案に協力する。
2. 学校環境衛生の維持および改善に留意し、必要な実際的な助言を行ない、および環境衛生検査に協力する。
3. 学校給食の施設、設備の衛生とその維持について必要な助言を行ない、および食物の栄養と衛生に関し指導、助言を行う。
4. 児童生徒の健康診断の準備をし、かつ実施を補助する。
5. 学校医又は学校歯科医の指導監督の下に、法第 7 条の予防処置に従事し、および保健指導に従事する。
6. 児童・生徒の健康相談の準備をし、その実施を補助する。
7. 学校医の指導監督の下に学校における伝染病・食中毒の予防処置に従事する。
8. 児童・生徒の救急処置に従事する。
9. 児童・生徒の疾病異常の発見、健康観察に従事し、疾病異常の児童・生徒に対する保健指導に従事する。
10. 身体虚弱の児童・生徒に対する保健指導に従事する。
11. 必要に応じ、児童・生徒の家庭訪問を行い、保健指導に関し必要な指導、助言を行う。
12. 職員の行なう保健教育に対し、協力する。
13. 保健教育に必要な資料、記録等の整備を図る。
14. 保健室の設備、備品の整備につとめ、健康診断、救急処置等のための器具、薬品等の管理に当たる。
15. 保健室の書類、記録、資料等の整備につとめ、整理整頓を行う。
16. 学校保健委員会又は児童・生徒等の保健委員会の運営に協力する。

葉に、養護教諭が「他の職員と対等な立場での参加」に置かれているとみる。これは「16 項目」の補助的な立場と比較すると進歩している。ただし、養護教諭の専門性の明確さは不十分で、戦前の養護訓導の水準には達していないとみている。

その職務内容を見ると、第 1～7 項までは戦前の「執務要綱」に示された職務と酷似していると筆者らは読み取る。そう捉えれば、この「11 項目」は戦前の職務と同等の裁量性をもち、自律性を有した養護教諭を示すものであると評価する。

以上「11 項目」の検討から明らかになったことは、戦前の水準を維持していたことである。ゆえに、筆者らは養護教諭の自律性と裁量性は戦後しばらく保持できていたと捉える。

表 6. 養護教諭の執務
(学校保健会養護教員部会 昭和 37 年)

1. 学校保健計画の立案に参画する。
2. 学校環境衛生の維持、改善につとめる。
3. 学校給食の衛生管理にあたる。
4. 健康診断の実施計画に参画し、必要な検査にあたる。
5. 健康相談の実施計画ならびに運営にあたる。
6. 疾病の予防の管理と指導にあたる。
7. 救急看護にあたる。
8. 安全の管理と指導にあたる。
9. 保健教育に協力する。
10. 学校保健（組織）活動に参画し、その運営に協力する。
11. 保健室の整備につとめ、その運営にあたる。

6.3. 近年における専門職としての職務

ここでは前述した「8 項目」の職務をみていく²⁶ (表 7)。

表 7. 養護教諭の基本的職務
(国立養護教諭養成所協会 昭和 48 年)

1. 学校教育の計画と運営に参画する。
2. 学校保健の基本計画の立案にあたる。
3. 学校保健組織活動の計画・運営にあたる。
- 4 - 1. つねに児童生徒の健康状態、環境の衛生・安全、生活・行動の実態を把握し、健康問題の発見にあたる。
- 4 - 2. 児童生徒、環境の衛生・安全、および生活・行動の健康問題の改善について助言・指導する。
- 4 - 3. 児童生徒の健康の保持増進、環境の衛生・安全の維持、生活・行動上の健康問題の予防について助言・指導する。
5. 救急看護の計画・運営・判断・実施にあたる。
6. 保健学習・保健指導のための情報・資料を提供するとともに、助言・指導にあたる。
7. 学校保健活動の評価に参画する。
8. 専門職としての研究に努める。

これをみると、「運営」、「実施」そして「指導」という言葉から、養護教諭の主体性が強調されていると読み取ることができる。また、第 8 項には「専門職」と示されており、養護教諭が専門職であることを明確に定義している。これは戦前の「執務要項」が包含していた専門職の兆しが文章となって現れたと筆者らは評価する。

ただし、「8 項目」は法律や答申ではないために、養護教諭という職業集団内の中での認識に留まり、社

会的な認知として浸透するまでには至らなかったといえる。以上の検討から、昭和30～40年代には養護教諭の職務の自律性と裁量性は保持されていたことが明らかになった。

7. まとめ

ここまで、戦前から戦後、そして現在にかけての養護教諭の学校内での位置づけや職務の変遷を、公的に示された職務規程や法律を手がかりに検討してきた。

まず職務内容では、医学的職務にとどまらず社会的職務、教育的職務が付加されることで、「教育的機能」の「場所」や「対象」の拡大がなされた。それにより養護教諭の独自の専門性が創り出されたと筆者らは捉える。つまり、養護教諭の独自性は「教育的機能」にあるのである。

指揮系統をみると、校医だけでなく校長の指揮範囲からも脱し、学校看護婦は独自の判断に基づく職務の「裁量性」を獲得していく。この点から、看護婦とは分化した新たな職としての誕生をみることができ、さらにその「裁量性」と「自律性」から専門職の兆しがみえた。

さらに自律性と裁量性を包含した戦前の職務は、戦後一時期は継続していたものの、その後、16項目の時点では後退していく。しかし戦前にみた専門職の兆しは、今日の独自性のある専門職としての養護教諭に反映されているといえる。

本研究での仮説にもとづき、学校看護婦・養護訓導・養護教諭の職務内容を分析した結果、看護師や保健師との類似性を持ちつつも、それらと異なる裁量性や自律性が、既に戦前の職務規程に内在されていた。さらに養護教諭の専門職の萌芽という観点からも、戦前のそれらは、今日の専門職の定義や概念に値するといえよう。

これまでみたように、養護教諭の「場所」と「対象」の拡大という特性は、養護教諭の独自性の拡大をもたらすものである。それは今日の子どもの健康問題や子どもへの働きかけにも通底し、養護の実現を豊かなものにしていくといえるだろう。

注および参考文献

- ¹ 杉浦守邦, 『養護教員の歴史』, 東山書房, 1974
- ² 近藤真庸, 『養護教諭成立史の研究－養護教諭とは何かを求めて－』, 大修館書店, 2003
- ³ 文部省監修, 日本学校保健会編集, 『学校保健百年史』, 第一法規出版株式会社, 1973, pp.245-246
- ⁴ 保健師助産師看護師法60年史編纂委員会, 『保健師助産師看護師法60年史－看護行政のあゆみと看護の発展－』, 日本看護協会出版会, 2009
- ⁵ 当時山口は大阪市視学官であった。
- ⁶ 山口正, 「学校看護婦」22(3), 『小学校』, 教育学術研究会, 1916, pp.63-66
- ⁷ 前掲6, p.64
- ⁸ 前掲2, p.14
- ⁹ 前掲6, p.65
- ¹⁰ 前掲6, p.66
- ¹¹ 前掲2, p.16
- ¹² 前掲2, p.16
- ¹³ 前掲6, p.66
- ¹⁴ 前掲2, p.16
- ¹⁵ 前掲1, pp.41-42
- ¹⁶ 前掲1, p.37
- ¹⁷ 前掲4, p.154
- ¹⁸ 前掲1, pp.96-97
- ¹⁹ 前掲1, p.97
- ²⁰ 前掲1, pp.106-107
- ²¹ 前掲1, pp.135-136
- ²² 藤田和也, 『養護教諭実践論－新しい養護教諭像を求めて－』, 青木教育叢書, 1985, pp.43-44
- ²³ 小倉学, 『養護教諭－その専門性と機能－』, 東山書房, 1970, p.62
- ²⁴ 前掲22, pp.44-45
- ²⁵ 前掲23, p.64
- ²⁶ 大谷尚子, 中桐佐智子, 『新養護学概論』, 東山書房, 2009